

小中学校の教科用図書の採択に関し、採択年には教科用図書の採択を行う
教育委員会に対し、早期に採択の対象となる教科用図書を配布することを
求める意見書

従来から、小中学校で使用する教科用図書の採択に当たっては、採択の対象となる教科用図書（以下「採択候補本」という。）が教育委員会に配布され、それらについて調査研究が行われ、採択がなされてきたところであるが、教育委員会への採択候補本の配布が遅いために調査研究についての十分な時間の確保がなされていないというおそれがあったと聞き及ぶ。

教科用図書の採択は言うまでもなく学習指導要領に沿った最もふさわしいものが採択されなくてはならない。

そのための調査研究が、採択候補本の配布が遅いために十分できないとすれば、それは由々しき事態である。

よって、町田市議会は、国及び東京都教育委員会に対し、教科用図書の採択の年にあつては、早期に、少なくとも5月初旬までに採択候補本を教科用図書の採択を行う教育委員会に配布し、調査研究の時間が十分確保できるよう、配慮されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。